

平成29年度 第2四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：四国電力(株)伊方発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 鶴園 和男

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年9月1日	鶴園、反町	所長、原子炉主任技術者他	<p>伊方発電所2号機の特別な保全計画としての点検(3回目)において実施された、原子炉補機冷却水冷却器(2C, 2D)点検において、校正有効期限が切れたノギスを用いて測定されていたことを確認した。</p> <p>ノギスの校正作業は、調整作業を伴うものではなく、当該ノギスは当該点検の前年度及び翌年度に実施した校正作業において許容値を満足していることから当該年度においても適正であったと判断できるため、校正有効期限切れのノギスで測定された当該年度の点検については測定結果の妥当性に影響がないこと、他の点検において当該ノギス以外に校正期限切れの測定器具を用いていないことを聴取により確認した。</p> <p>校正有効期限が切れたノギスを用いて測定されていたことに関し、不適合管理内規等に従い適切に処置するよう指摘した。</p>	平成29年9月29日	<p>不適合管理内規に基づき原因の特定および是正処置を実施する。</p> <p>校正有効期限外のノギスを使用した原因は以下のとおりであった。</p> <p>○当該ノギスは、校正実績管理表及び校正済ラベルでは当該年度に校正していないものとして管理していたが、専用工具保管場所においては校正有効期限内のノギスと校正有効期限外のノギスを混在して保管していた。</p> <p>○作業責任者は、作業要領書に従って校正済ラベルを確認したが、校正済ラベルに記載している校正有効期限の確認が不十分であった。</p> <p>是正処置として以下の対策を実施する。</p> <p>○専用工具保管場所において、校正有効期限外の計測器の誤使用を防止するため、計測器管理責任者は、校正有効期限外の計測器を計測器管理台帳から削除するとともに、保管場所からの撤去、廃棄または使用不可表示を行うよう「保守内規 計測器管理細則」に反映する。</p> <p>なお、現在専用工具保管場所に校正有効期限外の計測器はない。</p> <p>○校正有効期限の確認を確実に実施するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事単位毎に、工事開始時に校正済計測器リストと計測器を作業責任者と作業員によりダブルチェックで照合し、専用工具保管場所の計測器が校正済であることを確認するよう要領書に反映する。 ・計測器を使用する際は、校正済ラベルで校正有効期限内であることを確実に確認するよう、ヒューマンファクター教訓シートで関係者に周知する。